

令和 7 年度 農集排施設機能強化対策（中条乙地区中継ポンプ場施設その11）工事 実施 設計書		調 査	
		設 計	
工 事 番 号		施 工 地	
		胎内市 乙 地内ほか	
	実 施 ・ 元		変 更
設 計 額	円		
契 約 額 （内消費税額）			
工事・履行日数 又は 完成期限	工事・履行日数 完成期限 令和8年3月31日	工事・履行日数 完成期限 令和 年 月 日	
設 計 概 要	中継ポンプ施設 3箇所 中継ポンプ（更新） 6台		

特 別 仕 様 書

特 別 仕 様 書

1. 関 連 工 事	建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）の関連工事
2. 特許権等の使用	約款の特許権、その他第三者の権利の対象となっている施工法の指定 無し
3. 工事材料の検査	約款の規定による検査 有り 監督員の指示による
4. 監督員の立合	約款による立合い 有り 監督員の指示による
5. 支給材料及び 貸 与 品	約款に定めるもの 無し
6. 部 分 払 い	約款による。
7. 部 分 引 渡 し	約款に定める部分引き渡しの指定 無し
8. 災 害 保 険 等	約款に定める火災保険等の指定 無し
9. 現 場 発 生 材	有り 廃材処理（混合物）
10. 工 事	約款により特別に定める事項 特になし
11. 安 全 教 育	請負者は、建設作業員の高揚を図り、建設工事における安全対策を強化するため、現場作業員を対象に月１回、半日程度の安全教育を実施しなければならない。
12. そ の 他	特になし

特 別 仕 様 書（施工条件関係）

I	工 関 係	程 係	1. 関連する別途発注工事 無し ・ 工 事 名 : ・ 予 定 期 間 :
			2. 施工時期、時間、方法の制限 無し ・ 時 期 : ・ 時 間 : ・ 方 法 :
			3. 関係協議による工程条件 無し ・ 協 議 内 容 : ・ 完 了 予 定 時 期 :
			4. その他 特に無し
II	用 関 係	地 係	1. 工事用地等の未処理部分 無し ・ 処 理 見 込 時 間 : ・ 区 間 :
			2. 仮設ヤードの指定等 無し ・ 施 工 方 法 : ・ 作 業 期 間 :
			3. その他 特に無し
III	公 関 係	害 係	① 公害防止の制限 有り（騒音・振動、 <u>排出ガス</u> 、粉じん、 <u>水質</u> 等） ・ 施 工 方 法 : 排出ガス対策型発電機を使用し、汚水の送水を阻害しないよう施工する。 ・ 作 業 期 間 : 工事期間
			2. 家屋等の調査の必要 無し ・ 方 法 : ・ 範 囲 :
			3. その他 特に無し

IV 安全対策関係	1. 交通安全施設等の指定 交通誘導警備員を配置する。 ・ 交通誘導員 : 交通誘導警備員 A 〇人、交通誘導警備員 B 〇人 (勤務実績提出の必要あり) ・ その他施設等 :
	2. 近隣作業制限(鉄道、ガス、水道、電気、電話等) 無し ・ 内容 : ・ 工法制限 : ・ 作業時間制限 :
	3. 発破作業制限該当 無し ・ 保安説及び保安要員 : ・ 防護工 : ・ 作業時間制限 :
	4. 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等) 該当無し
	5. その他 特に無し
V 工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路としての使用制限 無し ・ 搬入経路 : ・ 期間 : ・ 使用後の処置 :
	2. 一般道路の占有 有り ・ 期間 : 作業時 ・ 規制条件 : 無し ・ 時間制限 : 無し
	3. 仮設道路の設置 無し ・ 工法指定の有無 : ・ 用地関係 : ・ 安全施設 : ・ 工事完了後の「存置」又は「撤去」 :
	4. その他 特に無し

VI	仮設設備関係	1. 仮設備指定 無し
		2. 仮設備の条件指定 無し
		3. 仮設建造物の転用、兼用 無し ・ 工 種 : ・ 内 容 :
		4. イメージアップ無し ・ 内 容 :
		5. その他 特に無し
VII	残土・産業廃棄物関係	別紙「建設副産物関係」のとおり
VIII	工事支障物件等	1. 占用支障物件（電気、電話、水道、ガス等） 無し ・ 内 容 : ・ 移設、撤去、防護方法等 : ・ 時 期 :
		2. 占用物件重複施工 無し ・ 内 容 :
		3. その他 特に無し
IX	排水工（濁水処理含）	1. 濁水、湧水処理等の特別な対策 無し ・ 内 容 :
X	薬液注入関係	1. 薬液注入工法 無し ・ 内 容 :
XI	その他の	1. 現場発生材 有り 廃材処理（混合物） ・ 内 容 : ・ 内 容 :
		2. 支給材及び貸与品 無し ・ 品 名 : ・ 引 渡 場 所 :
		3. その他 特に無し

建設副産物特記仕様書

1. 再生材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再 生 材 名	規 格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備 考

2. 建設発生土の利用

盛土等に利用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発 生 機 関	工 事 名	発生場所	施工会社名・連絡先	備 考

3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

受入工事名／施設名称			
工事場所／施設所在地			
連 絡 先			
受 入 時 間			
受 入 費 用			
仮 置 場 所 の 有 無			
備 考			

上記は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとして積算している。

搬 出 す る 廃 棄 物 名	混合物（機械設備）				
処 理 施 設 名 称					
施 設 所 在 地					
連 絡 先					
受 入 時 間					
受 入 費 用	- 20 円/kg				
備 考					

5. 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

6. 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

7. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

産業廃棄物処理 運搬経路図

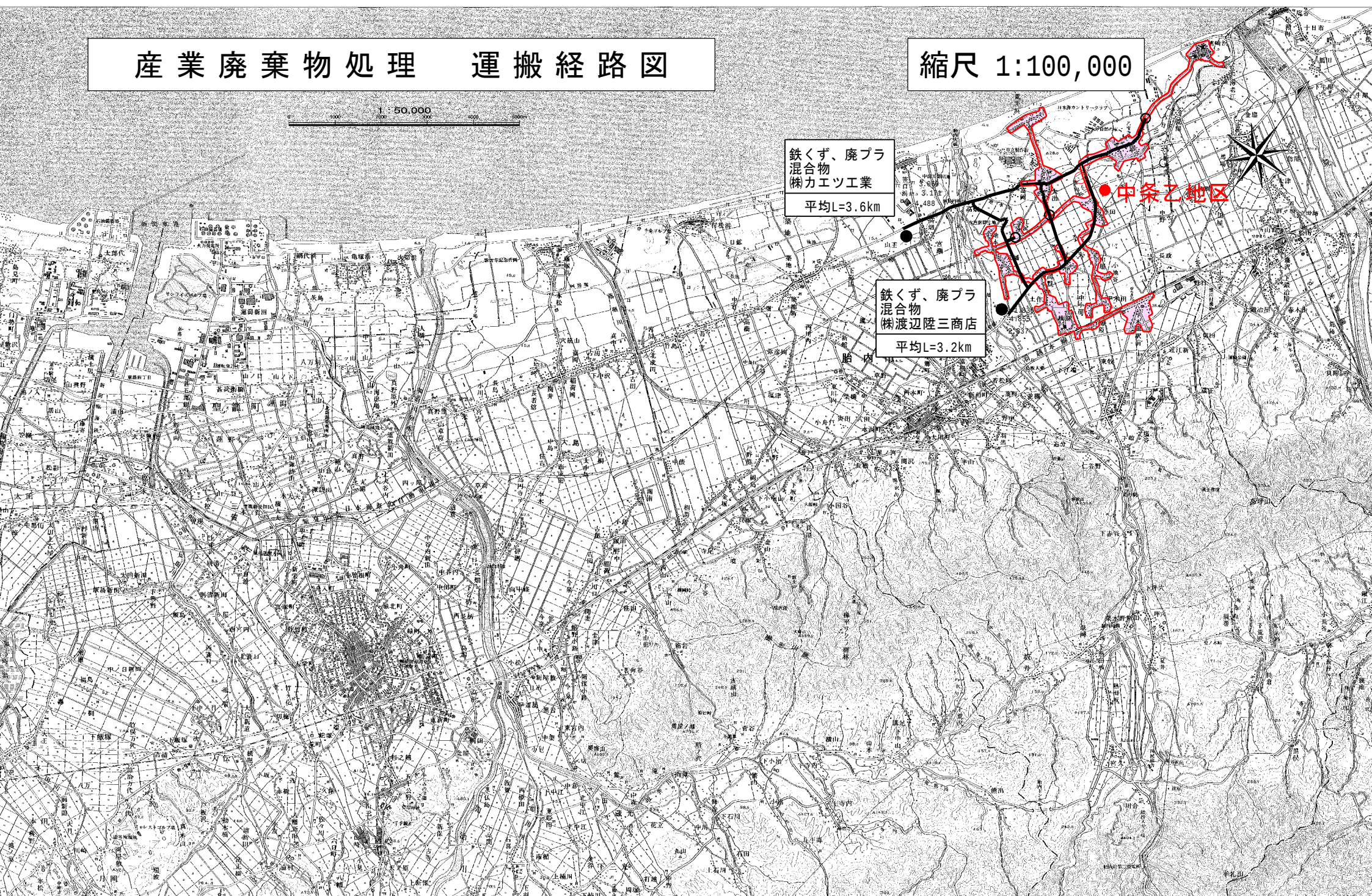
縮尺 1:100,000

1:50,000

鉄くず、廃プラ
混合物
株式会社エツ工業
平均L=3.6km

鉄くず、廃プラ
混合物
株式会社渡辺陸三商店
平均L=3.2km

●中条乙地区



特 記 仕 様 書

第1章 総 則

第1条 一般事項

1. 1 適用の範囲

本工事は、農集排施設機能強化対策工事に適用するもので、仕様書・設計書・設計図に基づき、これらに記載の機器類を製作し、胎内市役所(以下、市という)の性能試験に合格した後、現地搬入据付を行なうものとする。

1. 2 施工範囲

本工事は、仕様書・設計書、並びに設計図に基づき、設計内訳書に記載の機械設備類を製作搬入し、据付の上試運転を行なうものとする。

1. 3 工 期

本工事着手時期は、契約締結後7日以内とし、履行期限は契約書の通りとする。

但し、天災その他やむを得ない理由により、期間内に工事を完成させることが出来ない場合は、その理由を明記して工期の延長の願出をすることが出来る。この場合においても、市の見解によりその願出が正当と認められた時に限りこれを承認する。

1. 4 適用規格

本工事は市、契約条件、契約規則、工事請負契約書、其の他市の規約に準拠して、仕様書・設計書、並びに施工図面に基づき、市監督員の指示に従い完全に施工しなければならない。

1. 5 事業の性質

本工事は公共事業として行なうものであるから、労働基準法、職業安定法、その他関係法令に従って施工しなければならない。

1. 6 提出図書

請負人は胎内市財務規則に準じた必要書類を市監督員に提出し、承認を得て工事に着手すること。

1. 7 打合せ

工事着手に先立ち設計内容、工事工程表、その他工事との関連事項等を市監督員及び関係者出席のもとに行なうこと。

1. 8 指示・承認

仕様書・設計書・図面において施工上明瞭でない箇所、又は疑義を生じた場合は、市監督員の指示に従わなければならない。

又、本設備の目的、機能、保安及び法規上必要なものは、すべて請負人の負担で整備しなければならない。

1. 9 請負人の負担

- (1) 軽微な事項で仕様書・設計書及び図面に記載されていなくても、施工上欠く事の出来ない材料及び機器類、作業に要する費用。
- (2) 各試験、検査及びこれに必要な写真撮影に要する費用。
- (3) 工事中及び竣工写真に要する費用。
- (4) 工事施工に当たって関係監督官庁、その他工事の手続きを要する時は、これに要する書類を作成して一切を代行する費用。
- (5) 軽微な事項で工事上障害となる支障物の除去、及び工事によって発生した不用物件の片付けに要する費用。
- (6) 工事の為に第三者に与えた損害で、請負人の責任に帰すべきものの賠償に要する費用、又は工事施工の為に、既設工作物に与えた損傷の復旧費用。

1. 10 官公署の手続き

工事中は、関係官公署、維持管理業者、その他を十分な協調を保ち工事の円満な進行を計らなければならない。

又、工事中上記と交渉を要する時、あるいは交渉を受けた時は遅滞なく市監督員に連絡してその指示を受けなければならない。

1. 11 工事現場管理

- (1) 工事現場には工事者名・工期・事業主体及び工事施工者の住所氏名を表示した揭示板を建てなければならない。
- (2) 工事現場に隣接し、又は同一場所において施工する別途工事と競合する場合は相互に協議して紛争を起こさないよう処置しなければならない。
- (3) 工事施工中は既設工作物に支障をおよぼさないよう必要な保護手段を講じなければならない。但し、既設工作物に損傷を与えるか、又は、止むを得ず一時除去するなどの必要が生じた場合は、市監督員に報告の上監督員の承認を受けて、適当な措置をとらなければならない。
- (4) 工事現場の一般人及び労務者の出入の監視、風紀、衛生の取締り並びに火災、盗難、その他の事故防止について、請負人は責任をもって十分に管理しなければならない。

- (5) 作業員の事故防止の為、保安帽、安全衣を着用させ、足場、手すり、照明等施設の整備をしなければならない。
- (6) 上記以外の事項でも必要に応じて適時市監督員の指示する現場管理を行わなければならない。

1. 12 現場監理人及び労務者の選定

- (1) 請負人は、現場代理人1名、及び現場専任技術者1名を定めなければならない。
- (2) 請負人は労務者を選び秩序正しい作業をなさしめ、且つ、熟練を要する施工には、相当の経験を有する熟練工を使用しなければならない。又、請負人は適性なる工事の進捗上、十分な数の労務者を配置しなければならない。尚、請負人の労務者が市監督員の指示に従わない時、又は、工事作業に不相当と認められた時は交替、又は、退去を命ずることがある。この場合は、請負人は直ちに処理しなければならない。

1. 13 工事報告書

請負人は工事工程表・工事日誌・材料受払書・工事写真・労務者点検簿・材料検査表・性能テスト簿等を備えて毎日記録すると共に、市監督員が必要と認めた時は、遅延なく閲覧に供さなければならない。

1. 14 寸法の定義

仕様書・設計書並びに図面に示してある寸法はすべて仕上りの寸法を示す。

1. 15 設計変更

本工事の内容に変更の必要を生じた場合は、市監督員と協議の上、その事項の決定をしなければならない。又、請負人の責により生じた工事増加に要する費用の増額は、一切認めないものとする。

1. 16 材料及び規格

本工事に使用する機械器具類の製造に用いる部品材料は、すべて後述の仕様書・設計書及び図面の規格に適合するもの、又は、これに準ずるものでなければならない。

1. 17 現場発生物

工事施工中に生じた現場発生物の処理は、市監督員の指示に従わなければならない。

1. 18 据付配置

- (1) 据付配置は仕様書・設計書及び図面並びに現場を熟知の上、詳細にこの内容を調査し、疑義を正すと共に全工事の内容を承知の上、附属機器は取扱いが便利のように配置すること。
但し、基礎および建屋等に著しい変更を及ぼさないように留意しなければならない。
- (2) 各機器の据付並びに配管工事はすべて市監督員の指示に従い、後日狂いの生じないように確実に施工しなければならない。

1. 19 工事中止

請負人が市監督員の指示に従わない場合、又は、不正な行為のあった時、市はその工事を中止させることがある。

1. 20 荷造・搬入

- (1) 本設備の荷造は、搬入に際して機器類に損傷を与えないように完全且つ厳重に行なうこと。
- (2) 機械の搬入時期並びに据付時期方法等は、すべて市監督員の指示に従うものとする。

1. 21 現地性能試験

据付完了時に市監督員の指示により、現地性能試験を行なわなければならない。又、製造工程での試運転検査に合格したものであっても、本現地性能試験結果、不合格箇所があった場合は、製造品は市監督員の指示する期間内に、改造、又は、手直し等を終了しなければならない。

1. 22 不用材料処分

請負人は、工事が終了した時、すみやかに不用材料の処分、及び仮設備の撤去を行ない、市監督員の指示に従って後片付け、清掃を工事竣工期限内に終了しなければならない。

第2条 適用規格

日本産業規格 (JIS)

電気規格調査会標準規格 (JEC)

日本電気工業会標準規格 (JEM)

其の他の関係法規

第3条 検査及び試験

本設備の機械器具は製作完了した時、原則として市監督員の指示により製造工場で仮組立を行なうものとする。

又、仮組立については市監督員と協議の上、部品検査のみで省略する場合もある。

但し、原動機並びにそれに準ずるものについては、製造者の工場試験成績表の添付により試験を省略することが出来る。

第4条 保証

胎内市財務規則による。

第5条 完成図書の提出

本工事終了後、完成図書を作成し2部提出するものとする。

第2章 機械設備

1. ポンプ

(1) 構造概要

本ポンプは汚水を圧送もしくは揚水するもので、水中において連続運転に耐える堅ろうな構造とすること。

(2) 各部の構造

(イ) 電動機部

電動機は乾式水中誘導電動機とし、連続定格E種絶縁モートルとする。

電動機保護のため、モートル内部にオートカットもしくはサーマルプロテクタ及び浸水検知器(ポンプ出力2.2kW以上)を装備するものとする。

(ロ) 本体

A) ケーシング

ケーシングは内部圧力及び振動等に対する機械的強度並びに腐食、磨耗を考慮した良質な製品とすること。

また、ケーシングは分解組立が容易であること。

B) 羽根車

羽根車は良質強靱なる製品とし、羽根車のバランスが十分に取られ回転時に振動、騒音を引き起こす原因にならない構造とする。

C) 主軸

主軸は電動機軸を延長したもので、伝達トルク及び振り振動に対しても十分な強度を有すること。

D) 軸封装置

軸封部にはメカニカルシールを用い、運転中、停止中を問わず異物がモートル内に侵入しないよう中間に軸封油を密封した二段構造とする。

また、シール等の取替は容易に行なえる構造とする。

E) 軸受

回転部質量および水中スラストは電動機に内装した軸受けにて支持するものとし、長時間の連続運転に耐え、円滑なる自己潤滑が出来る構造とする。

F) 吸込ノズル

マンホール底版にスカム対策用として設けた予旋回槽及びコンクリート釜場内の汚物を排出するため、ポンプの吸込口にノズルを付けた構造とする。

(1) 乙No.1ポンプ場

項 目	仕 様	備 考
機 種	着脱式水中汚水ポンプ	既設：新明和 CV80
型 式	新型ノックログ型ポンプ（吸込ノズル付）	
口 径	$\phi 65\text{ mm}$	
吐 出 量	$0.680\text{ m}^3/\text{min}$	
全 揚 程	8.5 m	
出 力	3.7 kW	極数4 P
電 源	$3\phi \times 200\text{ V} \times 50\text{ Hz}$	
回 転 速 度	$1500\text{ min}^{-1}(\text{ss})$	同期速度
台 数	2台（単独交互運転）	No.1P 更新 No.2P 更新
モ ー ト ル 保 護 装 置	サーマルプロテクタ（自動復帰形） 浸水検知器（電極式）	
主 要 材 料	ケーシング FC200以上 羽根車 FC200以上 主軸 13Crステンレス鋼	
付属品 （1台当り）	吊上用チェーン SUS304 1本 防水ケーブル 30m 1式 吸込ノズル SUS304 1個	

(7) 大出No.4ポンプ場

項 目	仕 様	備 考
機 種	着脱式水中汚水ポンプ	既設：新明和 CVF1502-P
型 式	FW付ボルテックスポンプ（吸込ノズル付）	
口 径	$\phi 150\text{ mm}$	
吐 出 量	$2.070\text{ m}^3/\text{min}$	
全 揚 程	14.0 m	
出 力	11.0 kW	極数4 P
電 源	$3\phi \times 200\text{ V} \times 50\text{ Hz}$	
回 転 速 度	$1500\text{ min}^{-1} (\text{s s})$	同期速度
台 数	2 台（単独交互運転）	No.1P 更新 No.2P 更新
モ ー ト ル 保 護 装 置	サーマルプロテクタ（自動復帰形） 浸水検知器（電極式）	
主 要 材 料	ケーシング FC200以上 羽根車 FC200以上 主軸 13Cr ステンレス鋼	
付属品 (1台当り)	吊上用チェーン SUS304 1本 防水ケーブル 30m 1式 吸込ノズル SUS304 1個	

(11) 江尻No.3ポンプ場

項 目	仕 様	備 考
機 種	着脱式水中汚水ポンプ	既設：新明和 CVF1502-P
型 式	FW付ボルテックスポンプ（吸込ノズル付）	
口 径	$\phi 150\text{ mm}$	
吐 出 量	$2.370\text{ m}^3/\text{min}$	
全 揚 程	13.2 m	
出 力	11.0 kW	極数4 P
電 源	$3\phi \times 200\text{ V} \times 50\text{ Hz}$	
回 転 速 度	$1500\text{ min}^{-1}(\text{ss})$	同期速度
台 数	2台（単独交互運転）	No.1P 更新 No.2P 更新
モ ー ト ル 保 護 装 置	サーマルプロテクタ（自動復帰形） 浸水検知器（電極式）	
主 要 材 料	ケーシング FC200以上 羽根車 FC200以上 主軸 13Crステンレス鋼	
付属品 (1台当り)	吊上用チェーン SUS304 1本 防水ケーブル 30m 1式 吸込ノズル SUS304 1個	

設 計 書

設計書（機械設備工事）

設 計 書

中条乙地区 農集排施設機能強化
（中継ポンプ施設その 1 1）工事

【当初】

積算総括情報表

設計書名	実施設計書
変更回数	0
適用単価区分	実施単価
適用単価地区	11 新発田①
単価適用日	0-07.08.20 (0)
諸経費体系	農業集落排水施設標準積算指針（令和6年度改訂版）
工種区分	機械設備工事
施工地域区分	一般交通影響有り（2）
設計技術費計上区分	率計上する
冬期補正	0%
前払率	35%超え40%以下
現場環境改善費	計上しない
週休2日補正	月単位 R7.4
小型車補正区分	補正なし
契約保証区分	金銭的保証
当初消費税率	10%

数量計算書

数量計算書（機械設備工事）

中継ポンプ工（機械設備） 材料調書（据付） 集計表

中条乙地区その11工事

[illegible]

中継ポンプ工（機械設備） 材料調書（撤去） 集計表

中条乙地区その1 1 工事

[illegible]

機械設備類労務【据付工】 算出調書

中条乙地区その11工事

[illegible]

機械設備類労務【撤去工】 算出調書

中条乙地区その11工事

[illegible]

設 計 図 面

設計図面（機械設備工事）

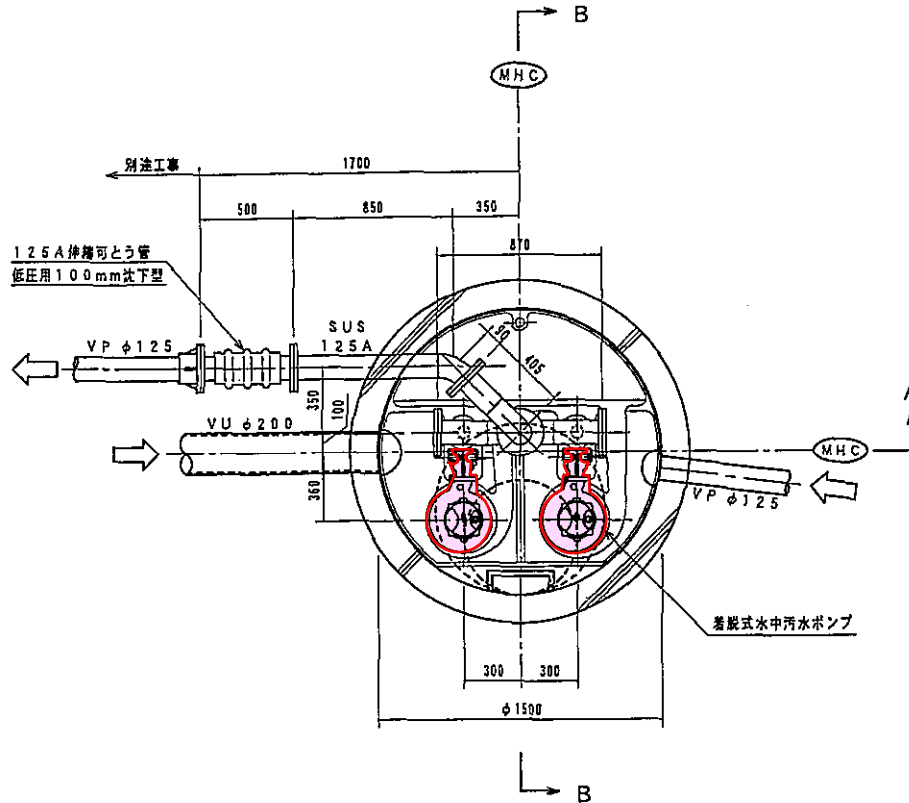
中条乙地区 農業集落排水施設 機能強化(中継ポンプ施設その11) 工事 設計図面目録			
番 号	図 面 名 称	縮 尺	葉 数
1	施工位置図	1:10,000	1
2	乙.No.1マンホールポンプ場 機械設備図	1:20	1
3	大出No.4マンホールポンプ場 機械設備図	1:20	1
4	江尻No.3マンホールポンプ場 機械設備図	1:20	1
計			4

＜ 中継ポンプ施設一覧表 ＞

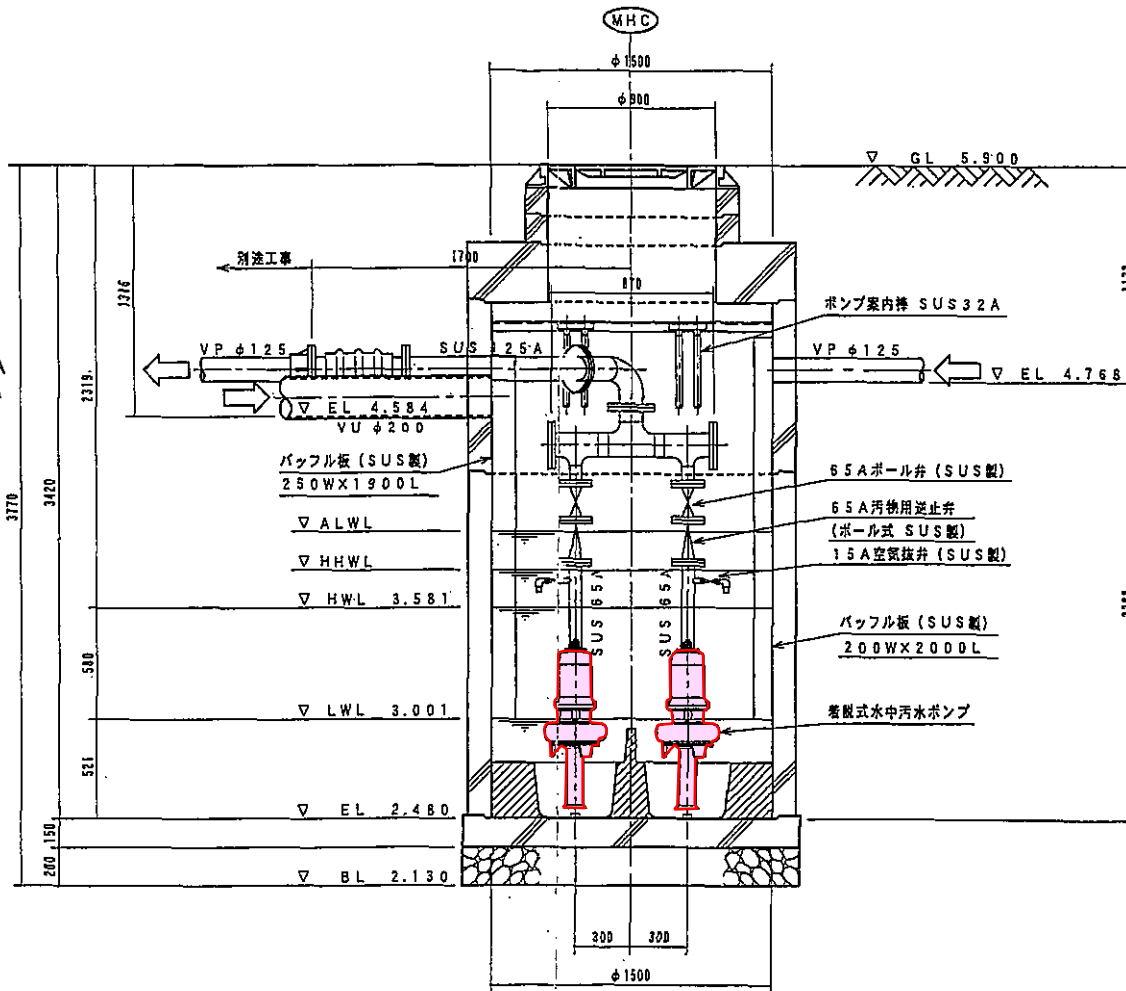
No. 1

乙No.1マンホールポンプ場 機械設備図

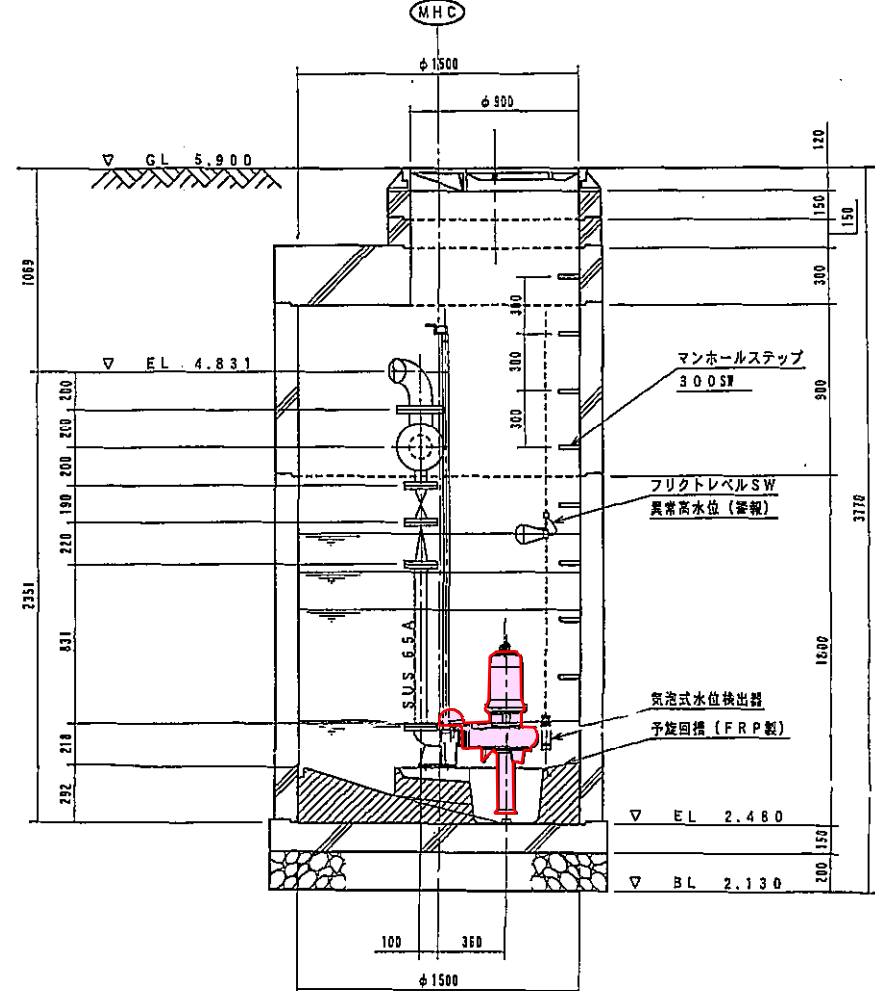
平面图 $S = 1/20$



A-A断面图 $S=1/20$



B-B 断面图 S=1/20



中 継 ポ ンプ 仕 様	
機 種	着脱式水中汚水ポンプ
型 式	新型ノックログ型ポンプ（吸込ノズル付）
口 径	φ 6 5mm
吐 出 量	0. 6 8 m ³ /min
全 揚 程	8. 5 m
出 力	3. 7 kW
電 源	3 φ × 2 0 0 V × 5 0 Hz
回 転 速 度	1 5 0 0 min-1
台 数	2 台（単独立交互運転）

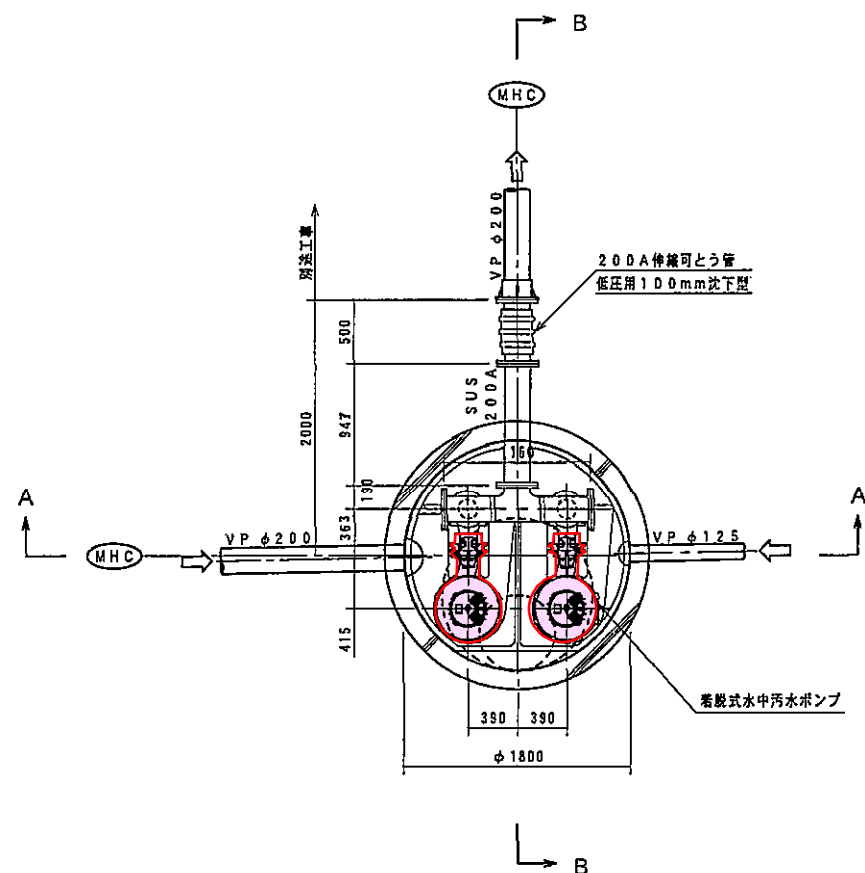
注 記

1. ポンプ吐出配管の材質はSUS304（Sch20S）とする。
2. ポンプ吐出配管のフランジ規格は、JIS10Kとする。
3. 同上接合材（ボルト、ナット）は、SUS製とする。

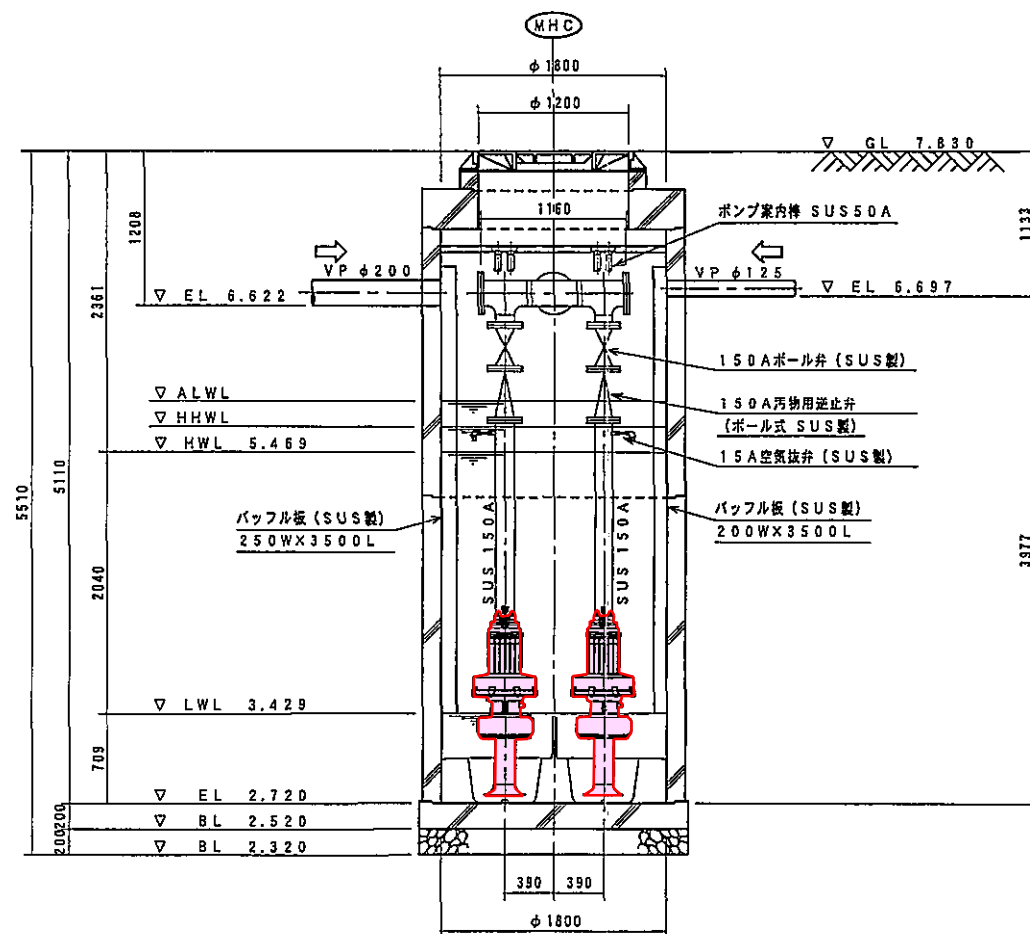
測 量 者		設 計 者	
新潟県土地改良事業団体連合会		新潟県土地改良事業団体連合会	
審 査 者	所 長	課 長	課 員
事 業 名		地 区 名	年 度
農業集落排水事業		中東2地区	
図面 の 名 称	ZNo.1マンホールポンプ場 機械設備図		図面 番号 2
計画	全計	年実	請負 変更1 変更2 出来型

大出No.4マンホールポンプ場 機械設備図

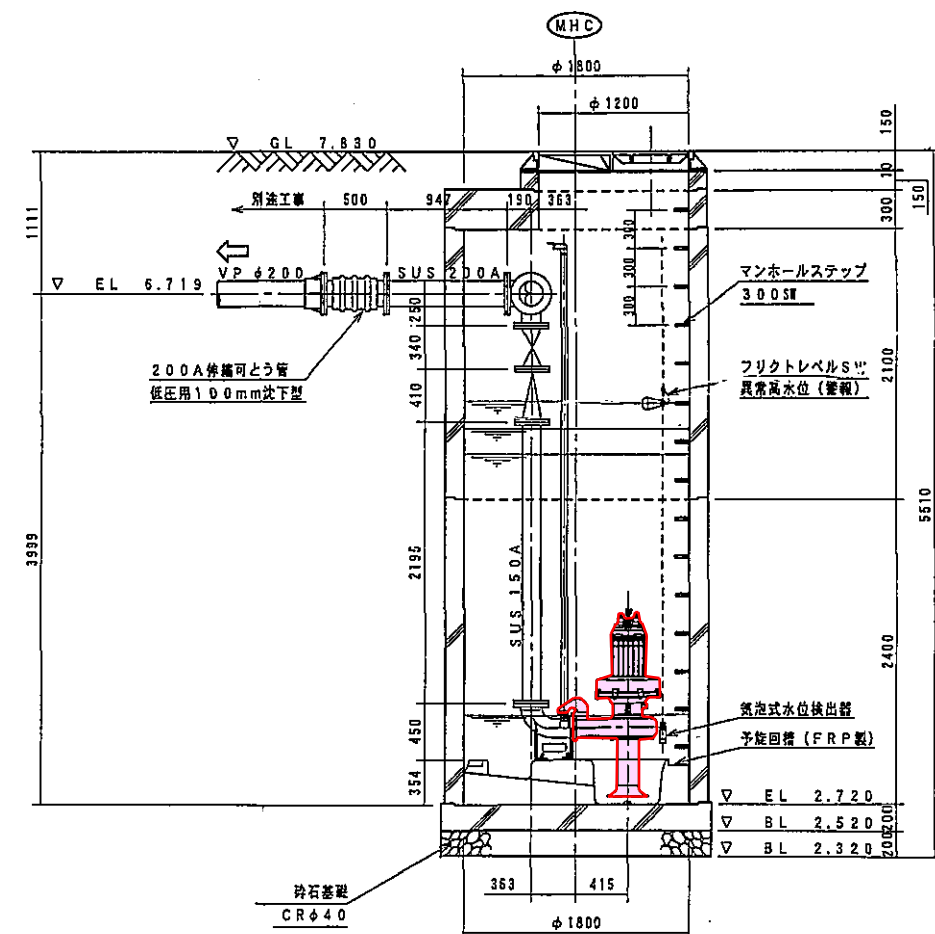
平面図 S=1/30



A-A断面図 S=1/30



B-B断面図 S=1/30



中継ポンプ仕様	
機種	着脱式水中汚水ポンプ
型式	FW付ボルテックスポンプ（吸込ノズル付）
口径	φ150mm
吐出量	2.07m ³ /min
全揚程	14.0m
出力	1.1kw
電源	3φ×200V×50Hz
回転速度	1500min ⁻¹
台数	2台（単独交互運転）

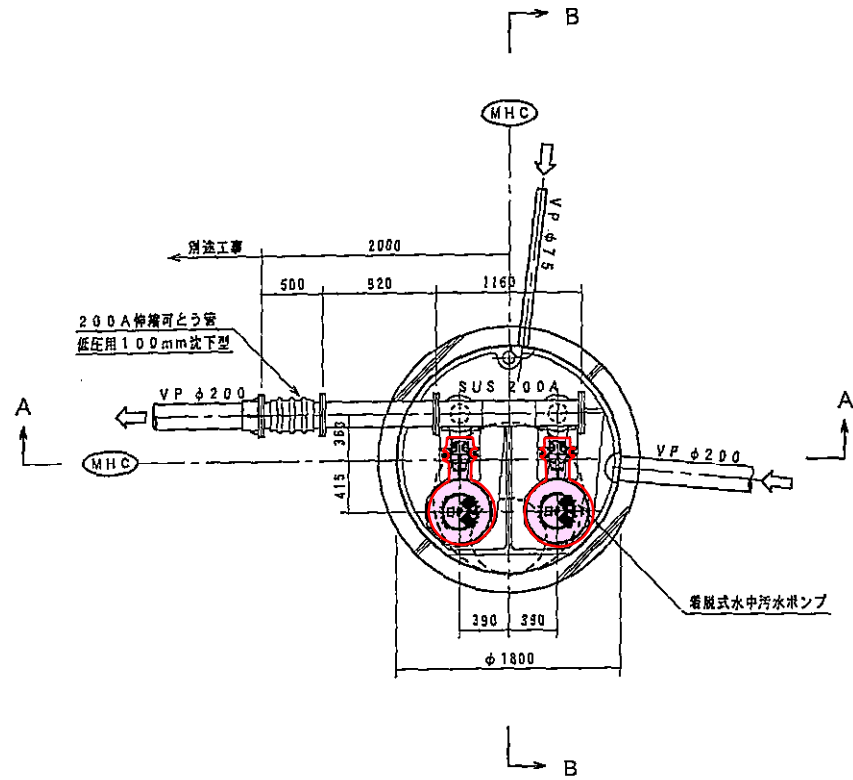
注記

- ポンプ吐出配管の材質はSUS304（Sch20S）とする。
- ポンプ吐出配管のフランジ規格は、JIS10Kとする。
- 同上接合材（ボルト、ナット）は、SUS製とする。

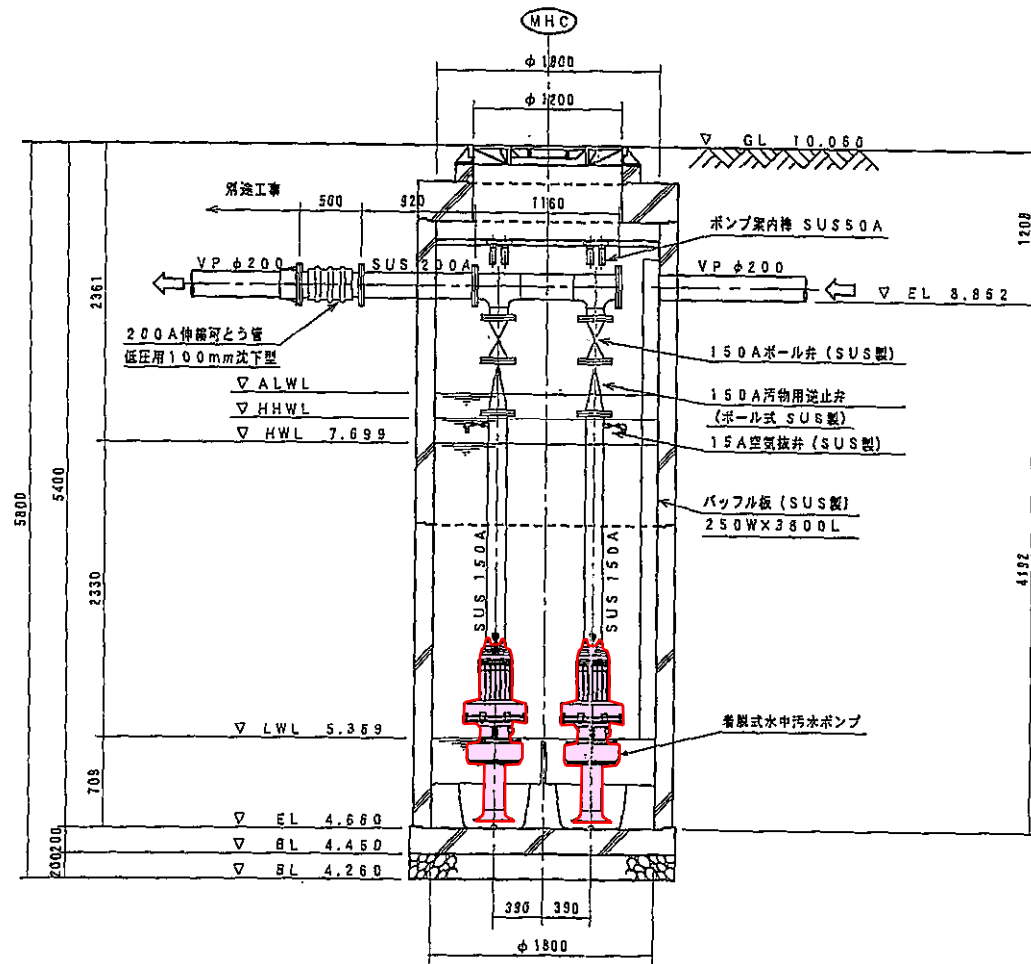
測 量 者		設 計 者	
新潟県土地改良事業団体連合会		新潟県土地改良事業団体連合会	
審 査 者	所 長	課 長	課 員
事 業 名		地 区 名	年 度
農業集落排水事業		中条乙地区	
図面 名称	大出No.4マンホールポンプ場 機械設備図		図面 番号
			3
計画	全計	年実	請負 変更1 変更2 出来型

江尻No.3マンホールポンプ場 機械設備図

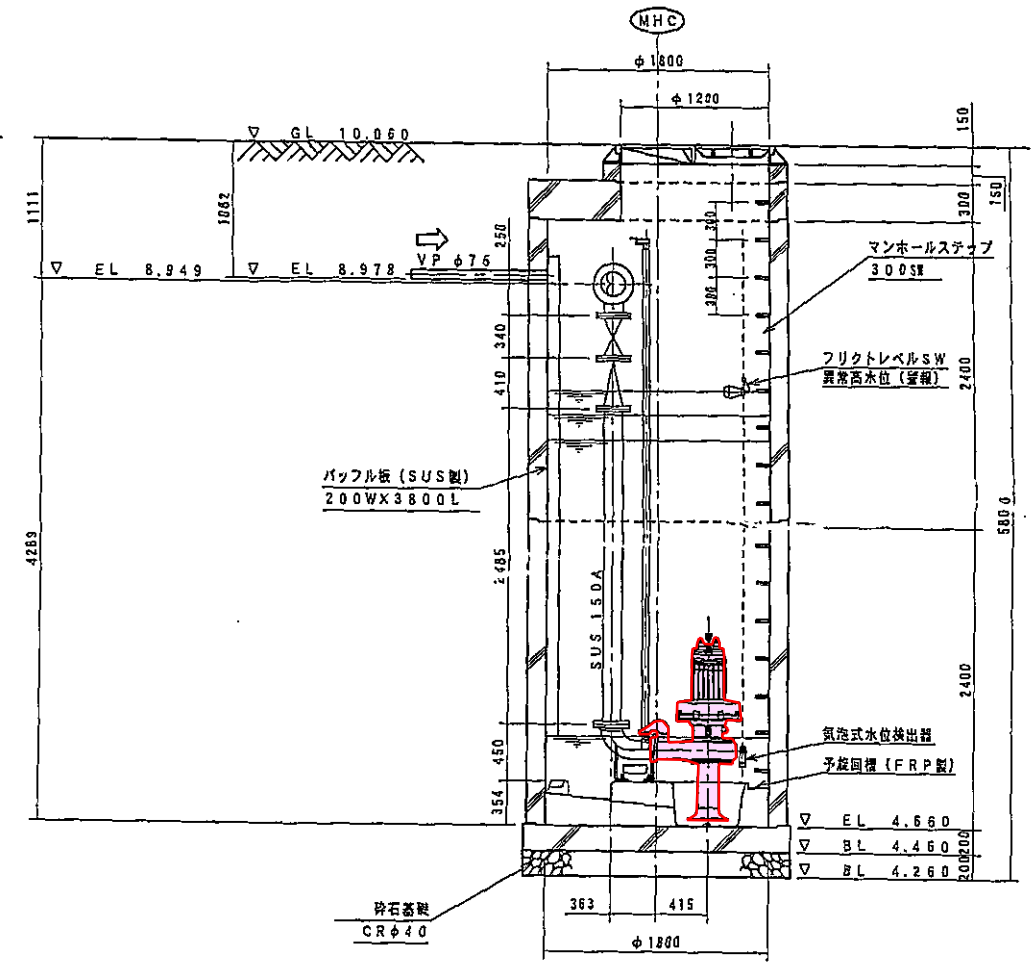
平面図 S=1/30



A-A断面図 S=1/30



B-B断面図 S=1/30



中継ポンプ仕様	
機種	着脱式水中汚水ポンプ
型式	FW付ボルトテックスポンプ (吸込ノズル付)
口径	φ150mm
吐出量	2.37m ³ /min
全揚程	13.2m
出力	11kw
電源	3φ×200V×50Hz
回転速度	1500min ⁻¹
台数	2台 (単独交互運転)

注 記

- ポンプ吐出配管の材質はSUS304 (Sch20S) とする。
- ポンプ吐出配管のフランジ規格は、JIS10Kとする。
- 同上接合材 (ボルト、ナット) は、SUS製とする。

測 量 者		設 計 者	
新潟県土地改良事業団体連合会		新潟県土地改良事業団体連合会	
審 査 者	所 長	課 長	課 員
事 業 名		地 区 名	年 度
農業集落排水事業		中条乙地区	
図 面 表 示	江尻No.3マンホールポンプ場 機械設備図		4
	計画	全計	年実 請負 変更1 変更2 出来型

【別紙 1】

「土地改良事業等週休 2 日適用工事（現場閉所型）」

発注者指定型

特記仕様書

- 1 本工事は、「土地改良事業等週休 2 日適用工事（現場閉所型）」（令和 7 年 7 月 1 日以降適用）発注者指定型の対象案件である。
- 2 本工事は、月単位の週休 2 日達成時の補正係数を労務費、間接工事費率、市場単価・土木工事標準単価に乘じ、予定価格を算出して発注している。ただし、現場閉所の達成状況に応じ、上記補正について増額または減額変更する。
- 3 受注者は、「土地改良事業等週休 2 日適用工事（現場閉所型）」発注者指定型の契約後、週単位または月単位の週休 2 日のどちらに取組むかを監督員へ報告し、実施に向けた課題の有無について監督員と協議を行うこと。また、週休 2 日の実施計画書を作成し、工事着手日前までに監督員へ提出すること。
- 4 実施に当たっては、『「土地改良事業等週休 2 日適用工事（現場閉所型）」実施要領』に基づき行うこと。
- 5 工事契約後の受発注者協議により、「土地改良事業等週休 2 日適用工事（交替制）」受注者希望型に変更することができる。
- 6 実施要領及は、胎内市ホームページから入手できる。積算システムの計算機能で週休 2 日補正係数が自動的に乗じられる単価コード一覧表」は、新潟県ホームページから入手できる。新潟県農地部農地管理課ホームページ（農地部 設計・積算等（工事関係））

「熱中症対策に資する現場管理費の補正」特記仕様書

本工事は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正」の試行対象案件である。

受注者は、受注後速やかに「熱中症対策に資する現場管理費の補正」の試行希望の有無について打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。

協議により試行する場合は「熱中症対策に資する現場管理費の補正」試行実施要領に基づき行うものとする。